令和6年度 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に 関する業務(出前教室・Web教室) に係る公募型プロポーザル実施要項

令和6年2月

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨

本事業は、高齢者の生活機能の維持・向上及び社会参加の促進を目指し、要介護状態や虚弱状態 (フレイル) の発生及び悪化の予防、軽減及び普及啓発を目的として、介護予防及び健康管理に関する専門知識及びその実務経験を持つ講師が、介護保険の第1号被保険者及びその支援者等を対象に、運動、口腔、栄養、認知症等に関する介護予防教室(出前教室・Web教室)を実施するものである。

本事業のより効果的な実施を図るため、本事業に関する業務(以下「本業務」という。)の受託等を希望する者(以下「応募者」という。)を募集し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の 選定(以下「本プロポーザル」という。)を行う。

(2) 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- ア 法人格を有する団体(非営利、営利は問わない)で、令和6年1月1日現在、本市内に事業所があること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 本市内の事業所に係る本市税の滞納がないこと。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号 に規定する暴力団員でないこと。
- カ 優先交渉権者の決定までの期間に鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱別表第1及び同要綱別表 第2に基づく資格停止措置基準に相当する事故や不正行為等がない者

(3) 失格事項

応募者が、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 「(2) 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 期限までに所定の手続きをしなかった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 委託料

ア 出前教室

1事業所あたり 10,000円(税込)/回(年1,800,000円を上限とする。)

イ Web教室

1事業所あたり 230,000円(税込)/年

(内訳)教室 200,000円(10,000円×20回)

事務費 30,000円

(5) 契約の内容

ア 契約日及び事業開始日

令和6年4月1日

イ 契約方法

優先交渉権者との随意契約

ウ 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- エ 委託料の支払い方法
 - (ア) 出前教室

毎月分を翌月精算払いとする。

(イ) Web教室

履行期間修了後の精算払とする。(部分払い1回まで)

才 留意事項

令和6年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものとし、当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しないことがあるので、留意すること。 また、契約締結までに本事業の準備等に係る経費が発生した場合に、その費用を本市に請求することはできないため、留意すること。

2 業務内容等

(1) 業務内容

ア 出前教室

(ア) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(イ) 実施内容

市内の65歳以上の高齢者を中心とした住民団体を対象に、運動器の機能向上、口腔機能向上、 栄養改善、認知症予防、うつ予防を目的とした出前型の介護予防教室を実施する。

イ Web教室

(ア) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※令和6年4月1日から5月31日までは募集期間とし、教室の実施は6月1日からとする。

(イ) 実施内容

市内の65歳以上の高齢者を対象に、Zoomを用いて運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防、うつ予防を目的としたWeb型の介護予防教室を実施する。

(2) 実施講師

高齢者の介護予防や健康管理に関する専門知識があり、かつ実務経験を持つ者が実施すること。

(3) その他

業務内容の詳細については、資料1「鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務(出前教室)仕様書」及び資料2「鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務(Web教室)仕様書」のとおりとする。

3 応募・選定方法

(1) 質問の受付及び回答

ア 受付期間:令和6年2月14日から2月26日正午まで(必着)

イ 質問方法:電子メールのみ

「質問票(様式A)」を使用し、下記のメールアドレスへ提出すること。

メールアドレス:chojushakai@city.suzuka.lg.jp

電子メールの件名及び添付ファイルは、「介護予防普及啓発事業に関する業務公募質問(事業者名)」とし、必ず事務局に電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

ウ 回答日: 令和6年2月28日

エ 回答方法:回答書を鈴鹿市ホームページに掲載

(https://www.city.suzuka.lg.jp/) 入札・契約情報/お知らせ(プロポーザル)

オ そ の 他:応募状況や他の応募者に関する情報等及び法令等により確認できる事項については 回答しない。

(2) 参加表明書の提出

ア 受付期間:令和6年2月14日から3月1日正午まで(必着)

- イ 提出書類
 - (ア) プロポーザル参加表明書(様式B)
 - (イ) 市税の完納証明書(鈴鹿市発行 原本 提出日から3か月以内の日付のもの) ※課税のない事業者であっても提出すること。
 - (ウ) 法人の現在事項全部証明書(法務局発行 原本 提出日から3か月以内の日付のもの)
 - (エ) 法人印の印鑑登録証明書(法務局発行 原本 提出日から3か月以内の日付のもの)
- ウ 提出部数:各1部
- 工 提出場所:鈴鹿市役所 長寿社会課窓口(1階17番窓口)へ持参 ※郵送不可
- オ 留意事項:本市発行の参加決定通知書により、本事業に参加を認めるものとする。

(3) 誓約書及び提案書の提出

ア 受付期間:令和6年3月6日から3月12日正午まで(必着)

イ 提出書類

(ア) 出前教室

- a 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務 (出前教室) に係る公募型プロポーザル誓約書 (様式第1号)
- b 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務(出前教室)に係る公募型プロポーザル提案書 (様式第2号)

(イ) Web教室

- a 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務 (Web教室) に係る公募型プロポーザル誓約 書 (様式第3号)
- b 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務 (Web教室) に係る公募型プロポーザル提案 書(様式第4号)
- ウ 提出部数:正本1部、副本11部の合計12部
- 工 提出場所:鈴鹿市役所 長寿社会課窓口(1階17番窓口)へ持参 ※郵送不可
- オ 誓約書及び提案書の提出にあたっての留意点
 - (ア) 誓約書(様式第1号及び様式第3号)に押印する代表者印は、法務局に登録された法人印を押印すること。
 - (イ) 提案書(様式第2号及び様式第4号)は、両面印刷し、1部ずつクリップ等で留めた上で提出すること。
 - (ウ) 出前教室とWe b教室のいずれにも応募を行う場合は、それぞれ提出部数を作成した上、提出すること。
 - (エ) 提案書類の内容に不備が認められた場合は受理できない場合があるので、内容・必要部数等 に十分注意の上、提出すること。
 - (オ) 提出締め切り後における提案書類の変更および追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正及び追加する場合を除く。
 - (力) 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(4) 選定方法について

公募型プロポーザル方式により選定を行う。

ア 選定委員会の設置

提案書等の審査及び評価並びに優先交渉権者の選定を行うため、鈴鹿市介護予防普及啓発事業 に関する業務実施事業者選定事務取扱要領に基づき、鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務 実施事業者選定委員会を設置する。

イ 審査及び評価

選定委員会委員が応募者から提出された提案書等により、表1の評価項目について、表2の評価 基準に基づき評価を行う。

表1

区分	評価項目	
事業理解度	理解度 介護予防の目的や意味、重要性を理解しているか	
実施内容	事業目的を達成する上で有効な内容となっているか	
	効果的に業務を実施するための工夫があるか	
実施体制	事業を推進するうえで、人員体制が整っているか	
	安全に実施するための体制が取れているか	

表2

5段階評価	5段階評価基準		
5点	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある		
4点	優れている/十分な能力を有している/実績がある		
3点	平均的・普通である/平均的な能力である		
2点	物足りない/若干劣る能力である		
1点	不安・不満である/能力が劣る		

ウ 優先交渉権者の選定

採点した委員全員の総合計点で応募者を順位付けし、予算の範囲内において、本業務を実施する 予定事業者を複数者選定する。(15 点に委員数を乗じた点数を総合計点の最低基準点とする)

工 決定通知

選定結果をもとに、本市が優先交渉権者としての適否を決定し、応募者全員に決定理由を付して文書にて通知する。

オ 結果の公表

「ウ 優先交渉権者の選定」で選定された優先交渉権者を市ホームページ

(https://www.city.suzuka.lg.jp/)の「入札・契約情報/入札結果(プロポーザル)」に掲載する。なお、優先交渉権者以外の応募者を特定できる情報は公開しない。

カ 審査に当たっての留意事項

- (ア) 優先交渉権者の選定は、令和6年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予 算成立後に効力を生じるものとする。したがって、鈴鹿市議会において当初予算案が否決され た場合は、委託契約を締結しないことがあるので、留意すること。
- (イ) 応募者がない場合又は優先交渉権者が選定されなかった場合は、再度公募を行うことがある。また、優先交渉権者が選定された後に辞退又は何らかの理由で選定を取り消た場合は、次点の応募者を繰り上げて選定することがある。
- (ウ) 審査内容や得点、順位等に対する問合せ、異議等については一切応じない。

(5) 公募スケジュール

ア 公募要項等配布及びホームページ上に掲載 2月14日(水)

イ 質問受付 2月14日(水)から

2月26日(月)正午まで

ウ 質問回答 2月28日(水)

エ 参加表明書等受付 2月14日(水)から

3月1日(金)正午まで

オ 参加決定通知 3月4日(月)(予定)

カ 提案書類の受付 3月6日(水)から

3月12日(火)正午まで

キ 選定委員会による審査・選定 3月15日(金)(予定)

ク 選定結果の通知・優先交渉権者の公表 3月19日(火)(予定)

ケ 契約締結 4月1日(月)

※P9「令和6年度 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務(出前教室・Web教

室)に係る公募型プロポーザル スケジュール」を参照のこと。

4 その他

(1) 応募に際しての留意事項

- ア 応募者は、提案書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- イ 選定の可否にかかわらず、応募に要した費用等は応募者が負担する。
- ウ選定されなかったことによる一切の損害等については、市が責任を負わない。
- エ 応募者と選定委員との間に利害関係が生じたり、応募者から委員への故意(不正行為目的)の接触が発覚した場合は失格とする。
- オ 選定された優先交渉権者に、本実施要項に記載する事項について重大な違反行為があったと認める時は、市は選定を取り消すことができる。

(2) 事業開始まで

優先交渉権者は、事業開始までに円滑に業務を開始できるよう、準備を行うこと。

(3) その他

- ア 本プロポーザルへの参加に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- イ 提出書類の取り扱いについて
 - (ア) 提出された書類は、無断で本業務以外の用に使用しない。
 - (イ) 受付した書類は返却しない。
 - (ウ) 受付した提出書類の修正、変更または追加は認めない。
 - (エ) 提出書類は、鈴鹿市情報公開条例(平成13年条例第29号)に基づく公文書 開示請求の対象となる

令和6年度 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務(出前教室・Web教室)に係る公募型プロポーザル スケジュール

寿型ノロホーリル 「日初(3日)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10.11. 23. WT	/++ + ₇
日程(予定)	内容	提出書類	備考
令和6年	・実施要項等を鈴鹿市ホ		
2月14日(水)	ームページに掲載		
	・質問及び参加表明書受		
	付開始		
2月26日(月)	質問の受付〆切	質問票(様式A)	電子メールで提
※正午まで			出
2月28日(水)	質問に対する回答		鈴鹿市ホームペ
			ージに掲載
3月1日(金)	参加表明書提出〆切	・プロポーザル参加表明書(様式B)	1部
※正午まで		・市税の完納証明書(原本)	長寿社会課
		・法人の現在事項全部証明書(原本)	窓口へ持参
		・法人印の印鑑登録証明書(原本)	
3月4日 (月)	参加決定書の通知		
3月6日(水)~3	提案書類の受付	<出前教室>	正本1部
月12日(火)		・鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する	副本 11 部
※最終日は正午		業務(出前教室)に係る公募型プロポーザ	
まで		ル誓約書(様式第1号)	長寿社会課
		・鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する	窓口へ持参
		業務(出前教室)に係る公募型プロポーザ	
		ル提案書(様式第2号)	
		<web教室></web教室>	
		・鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する	
		業務(Web教室)に係る公募型プロポー	
		ザル誓約書(様式第3号)	
		・鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する	
		業務 (Web教室) に係る公募型プロポー	
		ザル提案書(様式第4号)	
3月15日(金)	・選定委員会		
	・優先交渉権者の選定		
3月19日(火)	・選定結果の通知		鈴鹿市ホームペ
	・優先交渉権者の公表		ージに掲載
4月1日(月)	・契約締結	契約書類は別途通知する	
	・事業開始		

<事務局(書類提出及び問合せ先)>

住 所: 〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケアシステム推進室

担当:中組・伊藤

電 話:059-382-9886

FAX:059-382-7607

E-mail: chojushakai@city.suzuka.lg.jp

ホームページ: https://www.city.suzuka.lg.jp